

香川県立保健医療大学学生部長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学学生部長（以下「学生部長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に学生部長の選考を行う。

- (1) 学生部長の任期が満了するとき。
- (2) 学生部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学生部長が欠員となったとき。

2 学生部長の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の日の30日前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(選考の方法)

第3条 学長は、本学の教授のうちから、教授会の意見を聴いて、学生部長を指名するものとする。

(任期)

第4条 学生部長の任期は、2年とする。ただし、第2条第1項第2号又は第3号に該当することにより選考された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

2 学生部長は再任されることができない。ただし、引き続き2期を超えて在任することはできない。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、学生部長の選考に関し必要な事項は、評議会の議を経て学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年6月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行に際し、現に学生部長の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。